

専門委員会における審議事項とスケジュール

平成 3 1 年 2 月

1. 審議事項

- 水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）において、国は水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下、「基本方針」という。）を定めるものとするところとされたところ。
- 基本方針に定める事項は次のとおりであり、本専門委員会ではこの基本方針の内容（基本方針案）についてご審議をいただく。

＜基本方針に定める事項＞

- ① 水道の基盤の強化に関する基本的事項
- ② 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
- ③ 水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の健全な経営の確保に関する事項
- ④ 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項
- ⑤ 水道事業者等との間の連携等の推進に関する事項
- ⑥ その他水道の基盤の強化に関する重要事項

2. スケジュール（予定）

2月6日 （本日）	第10回専門委員会 審議事項：基本方針の策定に向けた視点（案）
3月	第11回専門委員会 審議事項：基本方針案（1回目）
4月頃	第12回専門委員会 審議事項：基本方針案（2回目）
5月頃	基本方針案のパブリックコメント開始
6月頃	基本方針公表（厚生労働大臣告示）